

# 令和元年あきる野市農業委員会12月総会議事録

令和元年12月20日（金）午後1時30分、令和元年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

坂本博・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、橋爪貴英

## 議事日程

- 第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

## 追加議案

- 第1号 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

開会 午後1時27分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。少しお時間早いのですが全員揃いましたので、ただ今から、令和元年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。12月もあと10日あまりで今年も終わりますけれども、この忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。天候が不順で、ここ最近も雨が降ったり暑かったり寒かったりという、かなりいろいろな気候がおきてまして、皆さま体調等崩さないように気をつけてやっていただきたいと思います。また、「農ウオーク」にあたりましては、皆さまにご協力をいただきまして、無事に終了いたしまして、誠にありがとうございます。また1つおめでたい話がございます。当委員でもあります田中克博さんが、企業の経営におきまして、東京都知事賞を受賞されましたので、ここにご報告申し上げます。皆さまも都知事賞、いろいろな賞を目指して、これからも頑張ってくださいますようお願いいたします。またよい年を迎えられるよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いします。

(会長) はい。それでは諸報告を行います。11月29日に、私と平野委員、唐澤委員、橋本和夫委員、坂本委員、栗原晋二委員と事務局が農業委員会活動推進フォーラムに参加しました。

12月18日に、谷澤職務代理と小川委員、堀江委員と事務局で農地流動化・利用集積現地研究会に参加しました。諸報告は以上となります。本日の署名委員は兵藤委員と谷澤職務代理となります。よろしくをお願いします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員2名の合計16名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、経由6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。令和元年12月20日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・経由6 朗読)**

よろしくをお願いいたします。

(議長) それでは経由6について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。今週月曜日、12月16日に現地調査をしてまいりました。地図は3ページになります。

**(現地案内図 説明)**

現地は番地が細かく分かれておりますが、北寄りの3筆は栗が植わっていたようで、4本、すでに切り株となって、切り口はまだそんなに古くはなく、切ったばかりのような感じなのですが、切った部分はもう撤去されておりました。南寄りの3筆は今現在は作物を作っている感じではなく、草が伸びていたり、先ほどの栗の一部分が残されているような状況でした。全体的に石もゴロゴロしていて、畑としてはそんなに使えない、野菜みたいな物は作れなくて、それで昔、栗を植えたのではないかと、そんな感じです。周りも家に囲まれていまして、特にこの〇〇〇-〇の南側はちょうど崖になっていて、高い30メートルくらいの擁壁の下になりますので、日当たりの悪いような場所でもあります。転用も仕方ないのかなという感じはしました。また、周りには特に畑はありませんので、転用しても特に周りの畑に影響があるとか、そういうことはございません。畑の現地調査に関しては以上です。

(議長) はい。それでは転用理由書の説明を、事務局お願いします。

(事務局) はい。そうしましたら、転用理由書を読み上げます。

**(転用理由書 朗読)**

このような理由書をいただいております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 当該地は毎朝通っているのだから分かってはいるのですが、草刈りもよく行き届いて、きれいになっていたことは確かなんですね。それで1ヶ月ぐらい前に抜根・・・抜根してなかったのですか？

(田中克博委員) あ、下だけ残ってました。

(小川委員) 抜根されたのか、それとも上だけ切ったのか、そんなような状態なんだけれども、近隣との問題というのは大丈夫なんでしょうか？

(事務局) こちらは農地の区分としては一部3種農地で、民家に接している部分が2種農地ということになっているのですが、近隣に畑があれば、隣接者の承諾を取って手続きをするのですが、特段宅地部分の方に許可を取ることはありません。周りの方に配慮をするということは大前提になっていますので、現状トラブルとかそういったものは聞いてはおりません。こちらは東京都が許可を出す形になりますが、今後については何かあればこちらの方で対応するなり、東京都が許可権者なので、その辺連携して対応する必要が出てくると思っております。

(議長) 他にご質問は？

(嶋崎委員) 1つ教えてください。先ほど、〇〇〇-〇の手前の方は崖になっているとお話で、その他のこの周りにはどんな状況なんでしょうか？家が多いのか、畑か・・・

(事務局) 宅地です。ほとんど全て宅地です。

(嶋崎委員) 囲まれている状態？

(事務局) 囲まれています。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。分かりました。

(議長) 他に何かご質問ないでしょうか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由6について、農地法第4条の規定による許可申請について

は、これを相当と認め、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することに決定いたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和元年12月20日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは地図は4ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

16日に事務局と現地を見てまいりました。ここは植木畑になっておりまして、ここで少し大きくなった木を伐採してありましたが、現在サザンカ、ツバキ、モミジ、こういった木が22本ほど植えてあり、下はきれいに草刈りされておりました。その木を切った後、伐採後については今後どうするか、ちょっと分かりませんが、木を植えるのか、畑みたいにするのか、それは今後見守る必要があると思いますが、特に問題はないかと思っております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして番号2について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは地図の5ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここについては16日に現地に行きまして、栗林になっておりまして、現在9本の栗の木が植えられております。下の草刈りも行った形跡がありますし、特に問題ないのかなと思っております。それから、次の6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここも先ほど申しましたのと同じように、栗林になっておりまして、現在7本の栗の木が植えてあります。やはり下刈りをした形跡がありますので、特に問題はないかなと思っております。以上

です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして番号3について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。12月16日に事務局2人で現地調査に行ってみました。地図は7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現況としましては、3分の1ぐらいの面積は使用されておりまして、ダイコン、キャベツ、ブロッコリー、それから葉物などが栽培されておりました。残りの面積の部分はよく耕耘されていて、いつでも作付けできるような状態でありました。何ら問題ないかなと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・ございませんか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、追加議案が出されておりますので、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、お配りしてございます追加議案の資料をご覧ください。追加議案第1号、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和元年12月20日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(追加議案・第1号 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続きまして第1号について、谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは説明いたします。現地調査は17日に事務局と行ってまいりました。裏面をご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地は今現在は作付けはされていないのですが、マルチが敷いてあったり、作付けした跡はあ

る状態です。それ以外にネギ、ノラボウがちょっと植わっているような状態でした。  
畑として使われているので、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして報告事項にうつります。専決の報告について、事務局より説明願います。

(事務局) はい。それでは、令和元年あきる野市農業委員会12月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月24日、金曜日、午前10時00分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時55分